令和5年度所沢市農業委員会通常総会議事録

開催日時 令和5年4月21日(金) 午後2時00分~午後2時40分

開催場所 所沢市役所8階大会議室

議 案 議案第1号 令和4年度所沢市農業委員会事業報告について

議案第2号 令和5年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画 (案) について

議案第3号 令和6年度農林業関係税制改正要望事項(案)について

議案第4号 令和5年度所沢市農業施策に関する意見(案)について

3番 越阪部 一 出席委員 1番 池田 正巳 2番 越阪部 勲 5番 糟谷 裕義 6番 増田 貴雄 7番 池田 稔 9番 見澤 幸一 10番 石井 一 鈴木 浩之 8番 川口 浩 12番 栗原 茂 11番 13番 大舘 浩一 15番 水村 英紀 14番 石井 進 16番 本橋 与志喜 諸星 久雄 19番 飯塚 幸雄 21番 田中 宏 18番 22番 吉田 英和 23番 粕谷 久男 24番 栗原 明夫 25番 鈴木 孝史 26番 田代 清 27番 野村 與志次

欠席委員 4番 内野 喜昭 17番 新井 祥穂 20番 木下 章

28番 加藤 博之 29番 中 好和

農業委員会事務局により進行。池田会長のあいさつ後、池田会長が議長に就任し議事を進めた。

議 長: これより議事に入ります。

本日は、議席番号4番 内野喜昭委員、議席番号17番 新井祥穂委員、 議席番号28番 加藤博之委員、議席番号29番 中好和委員から欠席の連 絡がありましたのでご報告いたします。

本日の議事録署名委員に議席番号9番 見澤幸一委員、議席番号10番 石井一委員を指名します。

議案第1号 令和4年度所沢市農業委員会事業報告について

議 長: 「議案第1号 令和4年度所沢市農業委員会事業報告について」事務局から説明をお願いします。

事務局: 「議案第1号 令和4年度所沢市農業委員会事業報告について」ご説明いたします。

議案第1号

令和4年度所沢市農業委員会事業報告について

次のとおり審議願います。

令和5年4月21日

所沢市農業委員会会長 池田 稔

「令和4年度事業報告」「1会議の開催状況」です。

- 「(1)通常総会」は4月15日に開催し、4議案を審議しました。
- 「(2)総会」は、毎月1回開催し、農地法の規定による許可申請等について審議しました。
- 「(3)農地利用最適化推進会議」は偶数月に開催し、年6回の開催となり、農地利用状況調査や農業者年金加入推進活動等について審議しました。また、4月は通常総会と同日に開催しました。
- 「(4)地区打ち合わせ」は、毎月1回3地区において開催することになっており、地区ごとに9回開催、7月、12月、3月はそれぞれ合同で開催し、農地利用最適化推進活動や農地転用、利用権設定の総会議案等について打ち合わせを行いました。
- 「2会議・研修視察等の開催状況」は、農業委員会入間地方協議会などが 開催する総会等に出席しました。令和3年度に引き続き開催回数が例年と比 較して少なくなっております。
- 「3要望活動」は、令和5年度農林業関係税制改正要望事項を埼玉県農業会議会長へ提出しました。また、令和5年4月25日に所沢市長に「令和4年度所沢市農業施策に関する意見書」を提出しました。

「4農地移動状況」になります。

- 「(1)農地法第3条許可(権利区分別)」は25件の許可をしました。 令和3年度は33件でした。
- 「(2)農地法第3条許可(理由別)」は25件を理由別にまとめました。 その他については「学校法人が教育の運営に必要な施設の用に供するため の所有権移転が1件」となります。
 - 「(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出」は109件でした。 令和3年度は99件でした。
 - 「(4)農地法第4条(区域区分別)」は合計40件でした。

令和3年度は49件でした。

- 「(5) 農地法第5条(権利区分別)」は合計213件でした。 令和3年度は213件でした。
- 「(6)農地法施行規則該当転用届出」は10件でした。

令和3年度は12件でした。

- 「(7)農地法第4条(用途別)」は40件を用途別にまとめました。
- 「(8)農地法第5条(用途別)」は213件を用途別にまとめました。 市街化調整区域のその他3件は、営農型太陽光発電施設、イベントスペース及びグラウンドゴルフ場、進入路及び直販カートの設置(一時転用)です。
- 「(9)各種証明等事務処理状況」は、発行した証明書や通知件数等を種類別にまとめ、合計で325件でした。

令和3年度は416件でしたが、農地の転用事実に関する照会書が大きく減少しています。一方で生産緑地に係る農業の主たる従事者証明や農地法第18条第6項(農地の賃貸借権の解約)が増えております。

「5各種事業実施状況」になります。

「(1)農地利用状況調査」は、農地利用状況調査の結果を地区別にまとめました。全体の是正率は83.4パーセントでした。

令和3年度は81.5パーセントでした。未是正面積は約0.3ヘクター ル減少しました。

「(2)農業者年金の加入・受給状況」は、令和4年度の新規加入者はいませんでした。

令和3年度の新規加入者は5人でした。

①の加入状況は、加入者が35人、待期者が16人です。

待期者は、60歳以上で既に年金保険料の払い込みは終了していますが、 65歳未満等で、まだ年金を受給されていない方です。

- ③の農業者年金加入促進活動としましては、戸別訪問や広報活動を実施し、 農委だよりに加入推進記事を掲載しました。
- 「(3) 農地サポート事業」は9件の契約が成立し、27,859.81 平方メートルを流動化しました。

令和3年度は10件の契約が成立し、60,593.25平方メートルでした。令和3年度は広い面積の契約が数件成立したため、昨年と比較すると面積が大きく減少しております。

委員の仲介により利用権を結んでいる場合がありますが、サポート事業に 登録されていないこともあります。後にご説明します最適化活動にも関連し ますので、積極的に登録を案内していただきますようお願いします。

「(4)農業機械情報登録事業」は、登録、成立がそれぞれ2件ありました。登録、成立した農業機械はトラクター1台と耕うん機1台です。 説明は以上です。

議長: 議案第1号、令和4年度所沢市農業委員会事業報告について、ただいまの 事務局からの説明に対して、質疑、意見はありませんか。

質疑、意見がないようですので、これより採決いたします。採決につきましては、所沢市農業委員会総会会議規則第10条の規定により、挙手をもって行います。

議案第1号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手 を願います。 委 員: (全員挙手)

議 長: 挙手総員と認めます。よって、議案第1号につきましては、全会一致、

原案のとおり決定といたします。

議案第2号 令和5年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画(案)に ついて

議長: 「議案第2号 令和5年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画 (案)について」事務局から説明をお願いします。

事務局: 「議案第2号 令和5年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画 (案)について」ご説明いたします。

議案第2号

令和5年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画(案)について 次のとおり審議願います。

令和5年4月21日

所沢市農業委員会会長 池田 稔

「1令和5年度所沢市農業委員会活動の基本方針」については、記載のと おりであり、先月の合同地区打合せでもご説明しておりますので、読み上げ は省略させていただきます。

- 「(1)基本方針」は、「①遊休農地の発生防止・解消」「②優良農地の保全」「③担い手の確保・育成」の3項目です。
- 「(2) 具体的な施策」は、「①遊休農地の発生防止・解消」「②優良農地の保全」「③担い手の確保・育成」「④基本方針の実現に向けて」の4項目で、それぞれの内容は記載のとおりです。

「2令和5年度事業計画」になります。

- 「(1)会議、研修会等の開催」は、下記の表のとおり予定しております。
- 「④研修会及び講演会」の「ア先進地視察研修会の実施」については、宿泊ではなく日帰りとなります。また、実施については、新型コロナウイルス感染症の状況により判断したいと考えております。
- 「(2) 基本方針に基づく主な活動」については、①から⑬までのとおりとなります。

説明は以上です。

議 長: 議案第2号、令和5年度所沢市農業委員会活動の基本方針及び事業計画 (案)について、ただいまの事務局からの説明に対して、質疑、意見はあり ませんか。

質疑、意見がないようですので、これより採決いたします。

議案第2号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手 を願います。

委 員: (全員挙手)

議長: 挙手総員と認めます。よって、議案第2号につきましては、全会一致、 原案のとおり決定といたします。

恐れ入りますが(案)を消してください。

議案第3号 令和6年度農林業関係税制改正要望事項(案)について

議長: 「議案第3号 令和6年度農林業関係税制改正要望事項(案)について」

事務局から説明をお願いします。

事務局: 「議案第3号 令和6年度農林業関係税制改正要望事項(案)について」 ご説明いたします。

議案第3号

令和6年度農林業関係税制改正要望事項(案)について

次のとおり審議願います。

令和5年4月21日

所沢市農業委員会会長 池田 稔

令和6年度農林業関係税制改正要望事項は、相続税・贈与税納税猶予制度 についての要望となります。要望項目と要望理由を読み上げます。

【要望項目】は、循環型農業として土地利用が図られている平地林を相続 税・贈与税納税猶予制度の対象とする。

【要望理由】は、循環型農業のための堆肥作り等に利用される平地林は、 農業経営を維持するための重要な生産基盤であるが、納税猶予の適用除外と されている。相続税を納付するために処分するなど、農業経営を行っていく うえで大きな支障となっていることから、相続税納税猶予の適用対象とする べきである。

令和4年度と同様に1件の要望になります。

説明は以上です。

議 長: 議案第3号、令和5年度農林業関係税制改正要望事項(案)について、ただいまの事務局からの説明に対して、質疑、意見はありませんか。

質疑、意見がないようですので、これより採決いたします。

議案第3号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手 を願います。

委 員: (全員举手)

議 長: 挙手総員と認めます。よって、議案第3号につきましては、全会一致、

原案のとおり決定といたします。

恐れ入りますが(案)を消してください。

議案第4号 令和5年度所沢市農業施策に関する意見(案)について

議 長: 「議案第4号 令和5年度所沢市農業施策に関する意見(案)について」

事務局から説明をお願いします。

事務局: 「議案第4号 令和5年度所沢市農業施策に関する意見(案)について」

ご説明いたします。

議案第4号

令和5年度所沢市農業施策に関する意見(案)について

次のとおり審議願います。

令和5年4月21日

所沢市農業委員会会長 池田 稔

「令和5年度所沢市農業施策に関する意見について」は、記載のとおりであり、読み上げは省略させていただきます。

意見は大きく3項目あり、

- 1優良農地の保全と有効活用について
- 2担い手の育成・支援について
- 3農業振興施策の充実について

脱炭酸社会への対応を求められていることから「(4)環境に配慮した、環境に優しい農業を実現するため、環境負荷の軽減や二酸化炭素の削減等につながる各種備品購入の補助制度の拡充を図る。」を追加しました。それぞれの内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

議 長: 議案第4号、令和4年度所沢市農業施策に関する意見(案)について、 ただいまの事務局からの説明に対して、質疑、意見はありませんか。

質疑、意見がないようですので、これより採決いたします。

議案第4号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を 願います。

委 員: (全員举手)

議長: 挙手総員と認めます。よって、議案第4号につきましては、全会一致、 原案のとおり決定といたします。

恐れ入りますが(案)を消してください。

ただいまご了承をいただきました意見書につきましては、本日、藤本市長に提出いたします。

議案第1号から議案第4号までについては、すべて可決いたしました。

協議事項1 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の 実施状況の公表について

協議事項2 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について

議 長: 協議事項1、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その 他事務の実施状況の公表について及び協議事項2、令和5年度最適化活動の 目標の設定等(案)については、関連がありますので一括して事務局から説 明をお願いします。

事務局: 「協議事項1 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 について」ご説明いたします。

「I農業委員会の状況」は、令和5年4月1日現在の農家・農地等の概要 及び農業委員会の現在の体制です。

「Ⅱ最適化活動の実施状況」です。「1最適化活動の成果目標(1)農地の集積」は、集積目標574~クタールに対し、集積実績面積615~クタールでした。活動に対する評価は、目標を達成し適切な活動の成果が表れたとしました。

- 「(2)遊休農地の発生防止・解消」は、緑区分の遊休農地の解消目標面積4~クタールに対し、解消実績面積14.6~クタールでした。活動に対する評価は、目標を達成し適切な活動の成果が表れたとしました。
- 「(3) 新規参入の促進」は、公表目標面積 2.3 ヘクタールに対し、公表実績面積 0.9 ヘクタールでした。活動に対する評価は、目標に及ばなかったことから一層の強化を要するとしました。
- 「2最適化活動の活動目標」です。(1)推進委員等が最適化活動を行う 日数目標は月に7日、活動を行う農業委員は16人、推進委員は12人です。 「(2)活動強化月間」の設定回数3回に対し、強化月間を3回実施し、それぞれ表のとおりの成果がありました。
- 「(3) 新規参入相談会への参加」は、目標1回に対し、令和4年5月に 1回の参加がありました。

目標の達成状況の表です。目標の達成状況の標語は「1最適化活動の成果目標(1)~(3)」及び「2最適化活動の活動目標(2)(3)」のそれぞれの達成度に応じ点数化され、その合計点数により決定することと変更されました。その結果、目標に対して期待を上回る結果が得られたとしました。

「Ⅲ事務の実施状況」です。1から3までは、議案第1号で御審議いただいたとおりです。「4違反転用への対応」は、違反転用面積0.9へクタールで増減はありませんでした。

引き続き「協議事項2 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について」ご説明いたします。

「I農業委員会の状況」は、令和5年4月1日現在の農家・農地等の概要 と農業委員会の現在の体制です。

「II 最適化活動の目標」「1 最適化活動の成果目標(1)農地の集積」です。これまでの集積面積は6 1 5 へクタール、集積率は4 3.3 パーセントでした。令和4年度から埼玉県の定める目標を農業委員会の目標とすることとされたことから、令和12年度時点で50パーセントの農地の集積を目標としています。所沢市で令和12年度時点50パーセントの農地集積を達成する場合、昨年度は毎年度17.7~クタールの集積が必要でした。しかしながら、令和4年度の集積面積は目標を大きく上回ったことから、今年度の新規集積面積は12~クタール、今年度末の集積面積の累計を627~クタ

ール、集積率を44.2パーセントとしています。

次に、「(2)遊休農地の解消」です。令和4年度から、緑区分と判断した遊休農地は5年で、すべて解消することとされたことから、解消目標は4~クタールとしました。黄区分と判断した遊休農地の解消のための工程表の策定方針は、令和4年度に引き続き「区分見直しを毎年度行うとともに、地形的条件不利地、権利関係の複雑化等、遊休化の要因ごとに農地の整理を行い、工程表を策定する」としました。新規に発生した緑区分の遊休農地については、調査の翌年度中にすべて解消することとされたことから、令和4年度に新規に遊休農地とされた11~クタールを解消目標とします。

次に、「(3)新規参入の促進」です。令和4年度から目標項目に変更があり、「新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積」とされました。目標値は、直近3年間の権利移動面積の平均値を基準とし、その1割以上とされたことから、所沢市では3.2~クタールとしています。

次に、「2最適化活動の活動目標」「(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標」です。令和4年度に引き続き、1か月当たり一人7日としています。最適化活動を行う農業委員数は中立委員を除く16人、農地利用最適化推進委員は12人です。

活動日数は、事務局へ毎月御提出いただいている活動記録簿から集計します。

次に、「(2)活動強化月間の設定目標」です。強化月間は最適化活動の3本の柱である、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進のそれぞれについて1か月ずつ設けることとされたものです。強化月間はこれまで取り組んでいただいた日頃の活動が対象となるよう、遊休農地の解消は農地の利用状況調査の再調査を行う10月、農地の集積は農地サポート登録数の増加する11月、新規参入の促進は人・農地プランの話し合いが実施される令和6年2月としています。

次に、「(3)新規参入相談会への参加目標」です。埼玉県、市町村等の 開催する新規参入相談会に、推進委員等が1人以上参加することとされまし た。現時点では埼玉県は相談会を開催しておらず、所沢市は新規参入希望者 の問い合わせがあり次第、随時相談を受けています。そのため目標の参加回 数は1回とし、新規参入相談の場に地区の推進委員等が同席することを相談 会への参加として位置づけます。

協議事項1及び協議事項2の説明は以上です。

議 長: 協議事項1、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その 他事務の実施状況の公表について及び協議事項2、令和5年度最適化活動の 目標の設定等(案)について、これまでの事務局からの説明に対して質疑、 意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、これより採決いたします。

協議事項1及び協議事項2につきまして、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

委 員: (全員挙手)

議長: 挙手総員と認めます。よって、協議事項1及び協議事項2につきましては、

全会一致、原案のとおり決定といたします。 恐れ入りますが(案)を消してください。

協議事項3 農地利用状況調査の実施(案)について

議 長: 「協議事項3 農地利用状況調査の実施(案)について」事務局から説明

をお願いします。

事務局: 「協議事項3 農地利用状況調査の実施(案)について」ご説明いたします。

「1 調査期間」は令和5年7月26日(水)から8月8日(火)までです。

- 「2 調査員」は、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業振興課職員、 農業委員会事務局職員です。令和4年度と同様に、各地区4人又は3人1組 の2班体制で調査します。
- 「3 事前周知」は、6月下旬に郵送する「農委だよりところざわ第89号」に記事を掲載するとともに「農地利用状況調査の実施について」を同封します。

市外の所有者にも同様の内容を通知します。

合わせて広報ところざわ7月号に周知する記事を掲載します。

利用状況調査にあたって、事前に所在地等の確認をお願いします。

協議事項3の説明は以上です。

議 長: 協議事項3、農地利用状況調査の実施(案)について、これまでの事務局 からの説明に対して質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、これより採決いたします。

協議事項3につきまして、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

委 員: (全員挙手)

議 長: 挙手総員と認めます。よって、協議事項3につきましては、全会一致、 原案のとおり決定といたします。

恐れ入りますが(案)を消してください。

以上をもって本総会の審議事項につきましては、すべて終了いたしました。 皆様のご協力により、滞りなく議事を進めることができました。ありがと うございました。これにて議長職を解かせていただきます。

川口会長職務代理者により閉会 (午後2時40分)